

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、「堅実経営・地域中心の営業・リーテイルバンキングの徹底等」を経営方針とし、「地域に密着した存在感のある銀行」を目指しており、その実現のために、経営上の組織体制を整備し、必要な施策を実施していくことが、当行のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営の最重要課題のひとつと位置づけております。

このコーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが、企業価値を高めることに繋がり、株主をはじめとする当行の全てのステークホルダー（利害関係者）の権利・利益を保護し、満足度向上に繋がるものと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,298,100	11.86
株式会社三菱東京UFJ銀行	749,874	6.85
愛知銀行従業員持株会	365,086	3.33
日本生命保険相互会社	261,198	2.38
日本碍子株式会社	242,300	2.21
東邦瓦斯株式会社	237,097	2.16
明治安田生命保険相互会社	205,692	1.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	199,200	1.82
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	192,200	1.75
住友生命保険相互会社	170,000	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
林 昭生	その他											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 昭生	○	当行取締役会長(代表取締役)の小出眞市は、林氏が会長を務めていた名古屋市信用保証協会の非常勤理事となっております。	林氏は、長年、名古屋市の行政に携わってきたことや元名古屋市信用保証協会会長という経歴から、地域金融機関に求められる経営や企業統治の見識を有しており、特に社外取締役の立場から経営の監視機能を発揮されることができると考えております。なお、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	2	1	0	0	社外取締役

補足説明 更新

・取締役会の機能を補完するため、取締役会には、取締役の報酬に係る事項の協議を行う機関として「報酬委員会」、及び取締役の選任・解任に係る事項を協議する機関として「人事委員会」の2つの内部委員会を設置し、社外取締役が各委員会の委員(報酬委員会は社外取締役が委員長)に就任し、決定プロセスの客観性・透明性を高めております。
・なお、独立した客観的な立場からの意見を求めるため、社外監査役がオブザーバーとして「報酬委員会」及び「人事委員会」に参加する体制としております。

- 報酬委員会（必要に応じて随時開催）
取締役の報酬等に関する事項を協議します。
- 人事委員会（必要に応じて随時開催）
取締役に関する次の事項を協議します。
- ・株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する事項
 - ・取締役会に提出する代表取締役および役付取締役の選定および解職に関する事項
 - ・その他取締役の人事に関する重要事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

(1) 中間・期末の決算監査における計算書類等の留意点の説明や自己査定結果に対する監査法人の見解等の意見聴取を実施し計算書類の正確性に対する根拠について監査法人と監査役会との連絡会議を随時開催しております。

(2) 連結監査役会議を年2回開催しておりますが、同会議には監査法人も参加しております。

(3) 監査法人と監査役室とで、適宜、時々のテーマについて意見交換を実施しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

(1) 毎月1回、監査役と業務監査部長および副部長にて情報交換会を開催。
監査役からの監査報告及び業務監査部の監査結果についてそれぞれ意見交換を行っております。
また、その他重要事項についての情報交換も実施しております。

(2) 監査役は、毎月、業務監査講評に出席し、営業店現場における業務監査部指摘事項についての実務監査にも立ち会っております。

監査役、会計監査人、内部監査部門は、効率的・合理的な監査実施に向けて定期的に会合を開催する等、緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桂川 明	税理士													
安元 弘行	その他													
岡本 浩	その他													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桂川 明	○	明治電機工業(株)社外監査役・サン電子(株)社外監査役	桂川氏は、現役の税理士で、銀行の税理及び会計処理方法等についての意見やアドバイスは財務の正確性や透明性確保に寄与しております。 なお、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断いたしました。
安元 弘行	○	元愛知県立芸術大学音楽学部学部長	安元氏は、元愛知県立芸術大学音楽学部学部長で、長年、教育界に携わり、その経験、見識を生かした助言、アドバイスは有意義なものとなっております。 なお、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断いたしました。

岡本 浩	○	元名古屋市守山区長、元(財)名古屋市小規模事業金融公社理事長	岡本氏は、長年、名古屋市の行政に携わり、地域社会の発展に貢献してまいりました。その経験、見識を生かした助言、アドバイスは、地域金融機関である当行にとって大変有意義なものであります。 なお、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断いたしました。
------	---	--------------------------------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当行は、企業統治（コーポレート・ガバナンス）強化の一環として役員報酬制度を見直し、取締役の報酬と当行株価との連動性を強めることにより、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、取締役の中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気をより一層高めるため、平成24年6月22日開催の第103期定時株主総会における決議に基づき、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。
株式報酬型ストックオプションは、取締役（社外取締役を除く）に対して新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

報酬として新株予約権を割り当てる理由は、取締役の報酬と当行株価との連動性を強めることにより、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、取締役の中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的といたします。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

役員報酬等の内容
取締役 13人 報酬等の総額 242百万円
（うち基本報酬149百万円、賞与48百万円、ストックオプション報酬45百万円）
監査役 2人 報酬等の総額 20百万円
（うち基本報酬 15百万円、賞与 4百万円）
社外役員 4人 報酬等の総額 22百万円
（うち基本報酬 17百万円、賞与 5百万円）
注1. 重要な使用人兼務役員の使用人給与額は79百万円、員数は6人であり、その内容は、給与59百万円及び賞与19百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、定時株主総会において承認されている報酬額（年額300百万円）の範囲内で、社外取締役を委員長とする報酬委員会による協議を経て、取締役会の決議により決定しております。
監査役の報酬については、定時株主総会において承認されている報酬額（年額50百万円）の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役の職務遂行をサポートするため、取締役会議案の説明や各種情報提供を適時行うこととしております。
社外監査役のサポート体制につきましては次の通りです。
(1) 監査役室に常勤で専任のスタッフが1名所属しております。
(2) 監査役スタッフより毎月のスケジュールに沿って、取締役会、監査役会の案内を通知しております。
また、緊急時の連絡や銀行の諸行事についても案内しております。
(3) 監査役会で、毎月の監査報告などについて常勤監査役より説明し、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況
当行は、取締役会を最高の意思決定機関として経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、取締役会から権限委譲された事項については常務会等で決定し意思決定の迅速化を図っております。
また、定例的に開催される常務会ほか各種委員会において、取締役会で決定する重要事項の事前協議を行っております。
監査・監督につきましては、当行は監査役5名のうち3名を社外監査役に占める監査役会設置会社としておりますが、全監査役が取締役会に、常勤監査役が常務会ほか各種委員会に出席して必要に応じて意見を述べるほか、重要な

稟議・報告書の閲覧等を通じ、取締役の業務執行を監督しております。
以上から、当行にとつての現在のコーポレート・ガバナンス体制は合理的かつ効率的に機能していると認識しております。

イ. 会社の機関の内容

- a. 取締役会
- 取締役会は、社外取締役1名を含む14名の取締役で構成され、原則毎月開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項等業務執行について協議・議決し、取締役の職務執行を監督しております。
- また、取締役会には、取締役の報酬に係る事項の協議を行う機関として「報酬委員会」、及び取締役の選任・解任に係る事項を協議する機関として「人事委員会」の2つの内部委員会を設置し、社外取締役が各委員会の委員（報酬委員会は社外取締役が委員長）に就任し、決定プロセスの客観性・透明性を高めております。
- なお、当行は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第32条において社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。社外取締役との間で契約（責任限定契約）を次のとおり締結しております。
- 「社外取締役が職務行為において、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず、法令または定款に違反した行為により当行に対し損害を与えた場合、損害賠償金額の限度額は1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております」
- b. 監査役会
- 社外監査役3名を含む5名の監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、並びに業務や財産の状況の調査を通して、取締役の職務遂行を監督しております。
- なお、当行は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第43条において社外監査役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。社外監査役全員3名との間で契約（責任限定契約）を次のとおり締結しております。
- 「社外監査役が職務行為において、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず、法令または定款に違反した行為により当行に対し損害を与えた場合、損害賠償金額の限度額は600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております」
- c. 常務会
- 常務会は、代表権のある取締役7名で構成され、原則毎週開催し、あらゆる経営課題について議論を交わし、行内情報の共有化、迅速な意思決定と業務遂行に努めております。また、常勤監査役1名が参加して、必要に応じて意見を述べております。
- d. コンプライアンス委員会
- コンプライアンス委員会は原則毎月開催し、企業倫理の向上、コンプライアンスマインドの醸成等法令等遵守体制の整備・強化およびコンプライアンス違反の未然防止策・再発防止策等の策定を行っております。
- さらに、「コンプライアンス・ホットライン」を設置する等、通報・相談制度の確立により連結子会社を含めたコンプライアンス違反の早期発見・早期解決に努めております。
- e. 経営管理委員会
- 経営管理委員会は、原則毎月開催し、総合予算・ALM・収益管理等経営に関する重要事項を幅広く協議しております。
- f. その他の委員会
- 金融円滑化委員会、資産査定委員会など、適切な業務執行上必要な特定事項に関しましては、委員会を設置し、それぞれの事項に関し、調査・検証・審議を行っております。

(2) リスク管理体制の整備の状況

- イ. リスク管理委員会
- リスク管理委員会は原則毎月開催し、各リスク所管部署から市場リスク・信用リスク・流動性リスク等の様々なリスクの状況の報告を受け、適切なリスク管理の運営を行うとともに、リスク管理の高度化に取り組んでおります。
- ロ. 業務監査部
- 内部監査部門として業務監査部を設置して、連結子会社を含めた業務執行状況の監査の強化を図っております。

(3) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査は、取締役会直轄の組織である業務監査部17名により、本部各部・営業店及び連結子会社の内部管理体制（リスク管理体制を含む）等の適切性・有効性について業務監査を実施しております。

監査役監査は、監査役5名（うち社外監査役3名）により、監査役監査基準に基づいて、取締役の職務執行及び取締役会等の意思決定等の監査、本部各部・営業店及び連結子会社の業務執行状況の監査等を実施しております。

常勤監査役は、内部統制部門より各種重要事項の報告を受け、監視・検証を行っております。

また、業務監査部長及び常勤監査役は、原則毎月開催されるコンプライアンス委員会、リスク管理委員会に毎回出席し、必要に応じて意見を述べるほか法令等遵守並びにリスク管理の状況について監督を行っております。

会社法に基づき監査および金融商品取引法に基づく監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人（指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木賢次、時々輪彰久以下公認会計士12名、その他20名）と監査契約を締結しております。

なお、同監査法人及び当行監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当行の間には、特別な利害関係はありません。

業務監査部、監査役（監査役会）、有限責任あずさ監査法人は、効率的・合理的な監査実施に向けて定期的に会合を開催する等、緊密な連携を図っております。

(4) 社外取締役及び社外監査役

当行は社外取締役を1名選任しております。

社外取締役林昭生氏は、長年、名古屋市の行政に携わってきたことや元名古屋市信用保証協会会長という経歴から、地域金融機関に求められる経営や企業統治の見識を有しており、特に社外取締役の立場から経営の監視機能を発揮することができるものと考えております。

当行は、監査役5名のうち3名を社外監査役に占める監査役会設置会社としております。

社外監査役桂川明氏は、桂川明税理士事務所代表として税理士資格を持ち、税務及び会計に関する専門知識を有しております。社外監査役安元弘行氏は、元愛知県立芸術大学音楽部長であり、長年、教育界に携わり、幅広い知識と豊富な知見を有しております。社外監査役岡本浩氏は、長年、名古屋市の行政に携わり、幅広い知識と豊富な知見を有しております。以上から、3名とも、社外監査役としての監査機能及び役割を果たすことができるものと考えております。

当行においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にして選任しております。

なお、社外取締役林昭生氏は、当行取締役会長（代表取締役）の小出眞氏が非常勤理事を務める名古屋市信用保証協会の会長職に就いておりましたが、林氏は既に同協会を退任しており、独立性に影響を与えるおそれはありません。

また、社外監査役桂川明氏が社外監査役を務めるサン電子株式会社と当行の間に銀行取引がありますが、人的関係、資本関係において特別な利害関係はありません。

その他、当行と社外取締役及び社外監査役との間には、特記すべき利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、社外取締役1名及び社外監査役3名とも独立性を有するものと考え、選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、社外取締役1名を含む14名の取締役で構成され、原則毎月開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項等業務執行について協議・議決し、取締役の職務執行を監督しております。

また、当行は監査役5名のうち3名を社外監査役に占める監査役会設置会社としておりますが、全監査役が取締役会に、常勤監査役が常務会ほか各種委員会に出席して必要に応じて意見を述べるほか、重要な稟議・報告書の閲覧等を通じ、取締役の業務執行を監督しております。

このように、社外取締役、社外監査役による経営の監視が十分機能する体制が確立されていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成25年9月、10月、平成26年2月、8月に名古屋で実施いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年度、平成27年度とも6月に東京で実施いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.aichibank.co.jp/ ホームページにおいて、決算情報、会社説明会資料、ニュースリリース、ディスクロージャー誌等の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部広報グループにて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「堅実経営・地域中心の営業・リーテイルバンキングの徹底等」を経営方針とする旨、当行「行是」に明記しております。また、「愛知銀行倫理・行動憲章」において、「公共的使命の遂行・質の高い金融サービスの提供・社会とのコミュニケーション等」を倫理観・行動規範として明記しております
環境保全活動、CSR活動等の実施	「愛知銀行倫理・行動憲章」において、「社会とのコミュニケーション」「環境問題への取組み」「社会貢献活動への取組み」を謳っております。具体的には、「愛銀ライフサークル」(昭和49年設立)は毎年、「チューリップ交通安全協力会」(昭和43年設立)は隔年で、社会福祉事業の一助として寄付活動を行っております。平成2年に愛銀教育文化財団を設立し、学術・スポーツを含む教育・文化活動への助成活動や高校生を対象とした文化・体育活動への援助を行っております。また、昭和55年より年1回、各界の著名人を招き、経済・金融問題を中心に愛銀文化講演会を実施しております。
その他	株主優待制度として、当行株式を100株以上ご所有の株主ご本人さまに、期間1年のスーパー定期預金又は期間1年以内の外貨定期預金について金利を上乗せしております。なお、預入限度等、他に条件がございますので、詳細は当行ホームページ(http://www.aichibank.co.jp/)でご確認ください。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
役職員は、銀行の経営理念である「行是・行訓」を基に制定された「愛知銀行倫理・行動憲章」に従い、法令等を遵守し、社会規範に反することのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。
コンプライアンスの統括組織としてはコンプライアンス委員会を、法令等遵守を統括管理するコンプライアンス担当部署としては、コンプライアンス統括部を設置し、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。
役職員に「コンプライアンス・マニュアル」を配布し法令遵守の周知徹底を図る。また、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、取締役はその進捗状況や委員会等の報告を受け評価を行う。
法令違反行為等を通報・相談する体制として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、不正行為等の早期発見・早期解決及び是正を図る。
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、取引を含めた一切の関係の遮断を図り、不当要求には断固として拒絶する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「セキュリティポリシー」等に基づき情報資産の適切な管理を図る。
取締役会議事録をはじめ重要な各種委員会等の議事録・報告書を作成し、法令及び行内規定により、主管部で保管する。これらの文書については、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう行内規定に基づき文書の整理及び保存を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理の基本規定」及び「危機管理規定」に基づき、リスク種類ごとに基本規定・マニュアルを整備しリスク管理を図る。
リスク管理の統括組織としてはリスク管理委員会を設置し、各種リスクの状況報告・統合的リスク管理等に関する協議・検討を行う。信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク等の状況については、定期的に取締役会へ報告される体制とする。
取締役会直轄の組織として業務監査部を設置し、本部各部・営業店及びグループ会社の内部監査を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を毎月1回定例的に開催するほか、必要がある場合は随時開催する。各種委員会・各種委員会下部組織（検討部会・対策部会）を設置し、重要な案件につき横断的な意思疎通、情報交換を行う。また、「職制」「事務分掌規定」等に基づき、取締役の職務を明確化し、職務の執行が効率的に行われることを図る。
取締役は、その業務執行状況について定期的に取締役会に報告する。
5. 当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「関連会社管理規定」により、リスク管理・コンプライアンス等、グループ会社を管理する業務所管部署を定めるとともに、重要事項に関する銀行への承認事項、報告事項を定める。
グループ会社の統括は総合企画部が担当し、「関連会社管理規定」に基づきグループ各社から業務内容の報告を受けるとともに、グループ各社の指導・管理を行う体制とする。
また、銀行の業務監査部はグループ会社の内部管理体制等の適切性・有効性について監査を実施する体制とする。
銀行とグループ会社は、コンプライアンス・ホットラインについて、統一的に運用・対応できる体制とする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、その職務を補助するために監査役室を設置し、常勤で専任の使用人を所属させる。
監査役室の使用人の人数及び選任について、監査役と取締役は必要に応じて協議する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
および当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項
監査役室に所属する使用人の任命及び異動、人事考課については、監査役の意見を尊重する。
監査役室に所属する使用人は、監査役以外からの指揮命令を受けない。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役へ報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
常勤監査役へ、重要な稟議書・報告書は回覧し、また重要なリスクが生じた場合は報告する体制とする。
監査役は必要に応じて報告事項等について取締役又は使用人に説明を求めることができる体制とする。
常勤監査役は、銀行およびグループ会社のコンプライアンス・ホットラインの通報・相談窓口の一つになり、通報・相談を受けることができる体制とする。また、通報者・相談者についての秘密を保持し、就業上の不利益等を被らないよう取扱う。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、その費用を銀行に求めることができる。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表者へのヒアリングなどを定期的に行う。
また、弁護士、会計監査人、グループ会社の監査役、内部監査部門である業務監査部と連携し、定期的な会合を持つなどして監査が実効的に行われることを確保する体制をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、「公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係の遮断を図り、不当要求に対しては断固として拒絶する」ことなどを掲げた「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨む。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1)コンプライアンス統括部を反社会的勢力に係わる統括部署とし、営業店に不当要求防止責任者を配置しております。
- (2)統括部署は、反社会的勢力に関する情報を統括管理するほか、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、具体的な対応方法等について本部各部・営業店の指導を行っております。
- (3)各種預金規定・取引規定等に「反社会的勢力の排除に係る条項」を設け、反社会的勢力との関係遮断・排除を図っております。
- (4)反社会的勢力に関する重要な事項は、コンプライアンス委員会において対応等を協議しております。
- (5)平素から銀行警察連絡協議会、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等と緊密な連携強化に努めております。
- (6)定期的に、「不当要求防止責任者講習会」を開催し、専門家による指導を受けております。

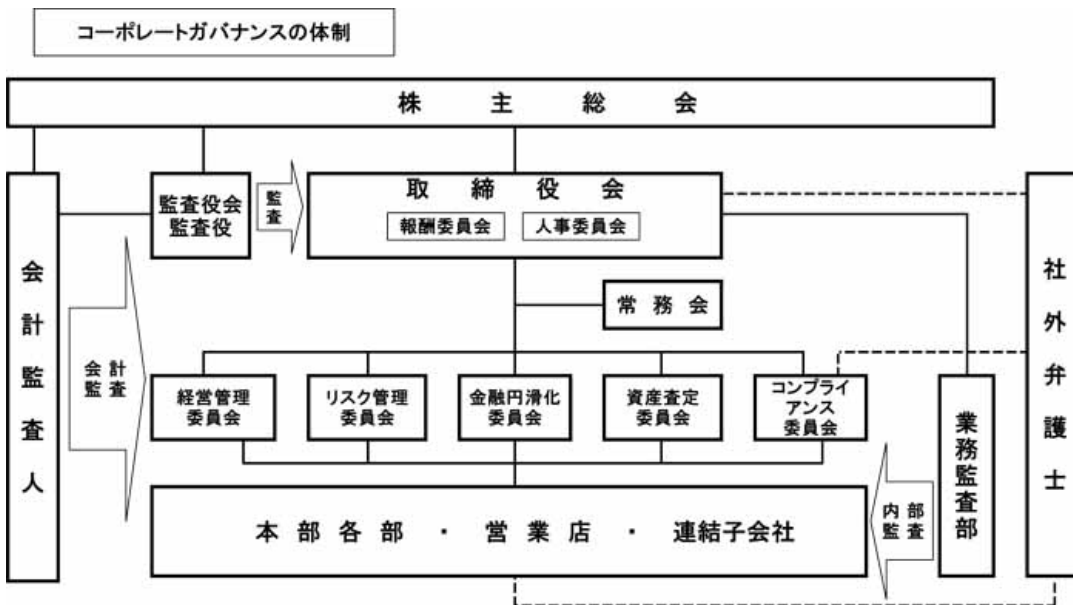
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



適時開示に係る社内体制図

株式会社愛知銀行

